



マーシャル

Republic of the Marshall Islands



5. 国名: マーシャル諸島共和国(Republic of the Marshall Islands)

① 概要

政治的立場	1986年に米国と自由連合盟約を締結して、米国から独立
首都	マジュロ(Majuro)
人口	64,522人(2009年推計)
言語	マーシャル語(公用語)、英語(英語も公用語であり、第二言語として広く使用されている。)
識字率	93.6%
国土面積	181平方キロメートル
排他的経済水域	213万平方キロメートル
天然資源	ココナッツ製品、海産物、海底地下資源
GDP(PPP)	1.58億米ドル(2008年世銀)
主要産業	農業(コブラ、ココヤシ油)、漁業
年間輸出額	1940万米ドル(2008年推計)
主要輸出品	コブラ、ココナッツオイル、手工芸品、魚
年間輸入額	7940万米ドル(2008年推計)
主要輸入品	食糧、機械類、燃料油、飲料、タバコ
公式通貨	米ドル

② 地理的状況

マーシャル諸島共和国は、5つのサンゴ島と29のサンゴ環礁によって構成される。全体は、北東側のラタック列島(Ratak Chain)と、南西側のラリック列島(Ralik Chain)とに分かれている。太平洋における米国の旧国連信託統治領東端に位置しており、太平洋全体の中ほどにあたる。領海および排他的経済水域は広いが、国土面積は総計で181平方メートルに過ぎない。

ビキニ環礁(Bikini Atoll)とエニウエトク環礁(Eniwetok Atoll)とにおいて、1947年から1962年まで米国が核実験を繰り返した。また、現在、クワジェリン環礁(Kwajalein Atoll)に米国のミサイル基地があるが、これは米国ミサイル防衛システム開発の重要拠点である。

マーシャル諸島の人口は約 64,500 人(2009 年推計)で、首都マジュロ(Majuro)が最大の都市だが、米国のミサイル基地があるクワジェリン環礁(Kwajalein Atoll)イバイ(Ebeye)はそれに次ぐ都市であり太平洋地域でもっとも人口密度が高い都市でもある。そのほか、シャルート環礁(Juluit Atoll)とウォツジェ環礁(Wotje Atoll)とも、それぞれ 1,000 人程度が住んでいる。

日常生活ではマーシャル語が使用されているが、ビジネスにおいては英語も広く用いられている。日本語も一部で使われている。

③ 政治状況

マーシャル諸島は 1979 年制定の議院内閣制型憲法を持つ独立国であるが、米国と自由連合盟約を結んでいる。米国との自由連合盟約は 1986 年に発効し、この時、マーシャル諸島は米国信託統治領から独立国となった。この盟約により、マーシャル諸島は米国からの財政援助を受けてきた。2004 年にこの盟約は改訂され、2023 年まで米国からの援助が継続されることになった。

改訂された自由連合盟約により、信託基金が設立されたが、改訂自由連合盟約が失効する 2024 年以降、米国からの財政援助に替わって、マーシャル諸島政府がこの基金から安定した資金を得られるようにするためである。米国からの財政援助は、教育・健康管理・公共インフラストラクチャー・環境・公共部門の能力向上・民間部門発展という 6 つの重点部門に対してなされる。

大統領が国家元首兼政府首脳である。国会が大統領を選出し、大統領が国会議員の中から閣僚を選ぶ。大統領の任期は 4 年である。現在の大統領は、2009 年 10 月就任のチューレラン・ゼドケア(Jurelang Zedkaia)である。前任大統領が国会での不信任決議を受けて辞任したことによる選出・就任なので、現在の大統領の任期は次回の国会総選挙(2011 年 11 月)までの約 2 年間となる。

立法機関は、一院制の国会(Nitijela)である。24 の地域から選出される任期 4 年の議員 33 名によって構成される。前回総選挙が 2007 年 11 月 19 日に執行されたので、次回総選挙は 2011 年 11 月執行見込みである。政党の形成を規制する法律は存在せず、十分に組織化された政党も存在しない。国会内に 2 つのグループがあるが、政党というよりも派閥と呼んだ方が適切である。

また、12 人の族長によって構成される首長会議(Council of Chiefs または Iroij)が、大統領および議会に対して、伝統的慣習に関連する事項について助言する。

司法府は、最高裁判所、高等裁判所、地域共同裁判所、伝統的権利裁判所という、4 種類の裁判所によって構成される。伝統的権利裁判所は、称号、または慣習法・伝統的習律に係わる土地所有権等をめぐる争いのみを扱う特別裁判所である。

④ 経済状況

マーシャル諸島経済は、米国との自由連合盟約による財政援助に大きく依存している。この財政援助は、マーシャル諸島に、多額の公共投資支出を可能とし、多数の公務員雇用と給与支給とを支えてきた。第一次自由連合盟約により、1986 年から 2002 年までの間に、マーシャル諸島は米国から合計 10 億米ドル以上の援助を受けた。

農業は基本的に小規模農家による自給自足・国内消費用のものである。最も重要な換金作物は、ココナッツとパンの実とである。工業は、小規模の主工芸品製造、マグロ加工処理、コプラに限られている。全人口の10%程度が観光業に従事している。現在は、若干の外貨獲得源に過ぎないが、今後の発展が期待されている。マーシャル諸島には漁場以外の天然資源がほとんどなく、輸入額が輸出額をはるかに上回っている。

2004年に改訂された自由連合盟約により、米国とマーシャル諸島とによる信託基金が恒久的にマーシャル諸島へ財政資金を供給できるようになる2023年まで、米国は毎年数百万米ドルの援助をマーシャル諸島に対して提供することとなった。過去10年間に、政府支出の減少、干ばつ、建設工事の減少、観光客の減少、入漁料収入の減少により、過去10年間のGDP経済成長率は平均で年1%程度にとどまってきた。

国民経済の政府支出への依存度は高く、民間部門の国内総生産への寄与度は、ここ10年ほど、30から40%にとどまっている。マーシャル諸島が抱える経済問題は、近年様々な問題として表面化してきた。アロハ航空による国際便は十分な収益が得られないことから廃止され、マーシャル電力会社は流動資金不足に悩まされている。

財政運営は上手くいっておらず、税収の伸びはほとんどなく、財政支出(とくに給与支払い)は適切に管理されておらず、自由盟約に基づく米国からの財政援助は予定どおり減額されてきている。マーシャル諸島の対外債務額は8700万米ドル(2008年推計)であり、国内総生産の54%にあたる。

最近、マグロ処理工場操業開始、黒真珠養殖への投資、ニッチマーケット観光業への投資など民間部門が成長し、雇用が拡大している。また、特に漁業やサービス産業における民間投資により、経済成長が期待されている。

⑤ 各産業分野の現状

マーシャル諸島における主な産業分野の現状は下記の通りである。

(農業) 農業はマーシャル諸島の国内総生産の約16%を占めている。ほとんどが自給自足農業であり、耕作地の規模は小さい。換金作物はコプラに限られており、世界的基準からすると小規模な生産だが、マーシャル諸島にとっては重要な産業である。その他の作物は、バナナ、パンの実、パンダナス、タロイモ、果物、野菜といった国内消費向けの産物である。

(建設業) 建設事業は、新たな建設にせよメンテナンスにせよ、専ら、公共事業省(Ministry of Public Works)が行っている。この事業に従事している労働者の大多数は、フィリピン人である。

(金融および保険事業) 多年にわたる米国との緊密な関係から、マーシャル諸島では、近代的な金融サービス産業が提供されている。しかし、全体としては、マーシャル諸島の金融市場は未発達である。現在、多数の保険会社、弁護士、ビジネスコンサルタントが活動している。

(漁業) マーシャル諸島は太平洋諸島地域で最大級の排他的経済水域を有している。この海域には高品質のカツオ、キハダマグロ、メバチマグロ等があり、漁業には、大きな発展可能性がある。上海遠洋漁業会社(Shanghai Deep Sea fisheries company)が、総建設額850万米ドルのマグロ加工

処理工場建設を開始した。遠からずこの工場は完成し、300 を超す新たな雇用をもたらすと考えられている。

(観光業) 観光業は全労働人口の 10%弱を雇用しているに過ぎないが、国民経済におけるその存在を徐々に増しつつあり、将来はより大きな収入をもたらすことが期待されている。1989 年の観光客数は 4,000 人に過ぎなかったが、2003～2004 年には 7,000 人程度まで増加した。長期滞在客向けのホテルやその他の関連施設は不足しており、政府はニッチな観光パッケージの提供に重点を置いている。

(小売卸売業) マジュロ環礁のマジュロ、クワジェリン環礁のイバイ(Ebeye)といった都市には、多種多様な小規模小売店がある。また、国内には、少数の輸入商・卸売商も存在する。

(木材加工業) 国内でとれる木材が少ないため、林業というものは存在しない。しかし、国内市場の需要を満たすための小規模木材加工業は存在する。

(鉱業) 現在は鉱物産業もないが、高品質のコバルトとマンガンの大きな鉱脈が排他的経済水域に存在することが分かっており、技術と資本を投入すればそれを採掘することが可能となる。

⑥ 輸出入

2008 年のマーシャル諸島からの輸出額は、1940 万米ドルであり、主な輸出品目は、コブラ、未精製ココナツオイル、観賞魚、手工芸品である。2008 年の輸入総額は 7940 万米ドルであり、主な輸入品目は原材料、機会、輸送機器類、食糧家畜、工業製品、燃料油である。

主な貿易相手国は、オーストラリア、フィジー、グアム、日本、香港、ニュージーランド、フィリピン、台湾、米国である。

⑦ 労働力・人的資源

2003/2004 年労働市場データによると、公共部門と民間部門とを合わせた労働者数は 8,899 人であった。このうちほとんどが、公共部門もしくは農業部門の労働者であった。

初等教育(グレード 1 から 8 まで)は、義務である。中等教育(グレード 9 から 12 まで)については、私立学校・公立学校が多数あり、そのほとんどが異なる教会と結びついている。高等教育および職業教育については、主にマーシャル諸島大学(College of Marshall Islands: CMI)と南太平洋大学(University of South Pacific: USP)とによって提供されている。

マーシャル諸島海洋資源局(Marshall Islands Marine Resources Authority: MIMRA)は、法律に基づいて設置された機関で、国内外の事業者による漁業を監理し、全ての海洋資源を管理することを業務としている。同局は、国立漁業海員訓練センター(National Fisheries and Nautical Training Centre)を運営して、年間 75 人程度の生徒を訓練している。生徒は、漁船で働くのに必要な一般技能と海員訓練とを受ける。したがって、マーシャル諸島に基地を置きたいと考える漁船の所有者・操業者は、よく訓練され高度な技術を持ったこのセンターの卒業生たちを雇用することが出来る。

マーシャル諸島での居住権を持たない者は、短期または長期の労働許可証を入手しなければならない。法定最低賃金は、時給 2 米ドルである。

- 国内労働者保護法(Protection of Resident Workers Act)は、外国人労働者を雇う前に 4 つの手続きを経なければならないと定めている(これには、マーシャル諸島で募集広告を出して必要な能力を有する住民を雇用することが含まれる。)
- 1990 年の国内労働者保護法修正法は、追加的に、米国民を除く外国人労働者は 2 年間の雇用を最長としてその後は国外へ退去することを定めている。
- 1987 年外国人労働者賃金法(Non-resident Worker (Fee) Act 1987)は、外国人を雇用する者に対して、外国人労働者の労働 1 時間につき 25 米セントをマーシャル諸島人職業訓練基金に納付することを義務づけている。
- 外国人労働者健康診断書法(Non-resident Workers' Certificate Act)は、マーシャル諸島に入国する外国人労働者およびその家族が、HIV を含む感染症に感染していないとの証明書を有していることを要件として定めている。
- 1986 年最低賃金法(Minimum Wage Act of 1986)は、1995 年に改正されて、輸出を目的としない産業に従事する労働者の最低賃金を時給 2 米ドルと定めた。
- 1989 年最低賃金法改正法は、マーシャル諸島で投資・事業活動を行うことについて政府から許可を受けた民間事業者が雇用する外国人労働者、およびマーシャル人の訓練生・養成工には、法定最低賃金を適用しないと定めている。

⑧ インフラストラクチャー

マジュロ環礁には、島の端から端まで、48 キロメートルにわたる舗装道路がある。他の島には、非舗装ながらもよく整理された道路網が整備されている。

マジュロ環礁とクワジュリン環礁とに、国際空港がある。また、住民がいるその他の島には、合わせて 26 の滑走路がある。国際空港はジェット旅客機の離発着が可能であるが、その他の滑走路は小型の国内航空機向けである。

国際航空サービスは、コンチネンタル航空、マーシャル諸島航空、アウア航空によって提供されている。

マーシャル諸島には、13 の大型外洋船用ドックがある。また、マジュロ、イバイ(Ebeye)、ジャルート(Jaluit)に 3 つの港がある。マジュロとイバイ(Ebeye)との商業ドックは、コンテナ船や容量の大きな船のほか、国内船・国際的漁船を扱うことが出来る。

⑨ 投資政策・法令

政府は、雇用創出、人的資源の開発、外貨獲得、輸入代替品製造といった目標を達成するために、民間部門の発展を促進しようとしている。政府が特に力を入れている産業分野は、漁業、観光業、製造業、農業である。

マーシャル諸島への投資を促進するために、政府は資源開発省(Ministry of Resources and Development)に貿易投資サービス部(Trade and Investment Services Division)を設けている。政府は、マーシャル諸島への外国投資は、司法長官事務所(Office of the Attorney General)で外国投資登録官(Registrar of Foreign Investment)に所定の用紙で申請して、外国投資事業許可(Foreign Investment Business License: FIBL)を得なければならない。申請後 7 日以内に許可を出すかどうかを決定するように全力を傾けている。しかし、外国投資の対象にしてはならない分野(Reserved Activities)が定められている。下記の例はその一部である(詳細情報は投資サービス部から入手可能)。

- 国内市場向け小規模農業
- 国内市場向け小規模製造業
- パン屋
- 自動車修理工場・ガソリンスタンド
- タクシー業(ホテルによる顧客送迎用空港タクシーを除く。)
- 乗り物のレンタル業
- 四半期ごとの売り上げが 1,000 米ドルを下回る小規模小売業(携帯電話賃貸業、露天商、持ち帰り用食事販売業などを含む。)

政府は、マーシャル諸島人によっては満たすことの出来ない高度技能を備えた外国人の専門家や技術者が必要な場合には、労働許可書を発効する。労働許可は、特定の非住民労働者に対し 10年間の労働・滞在を許可するものである。労働許可は歴年末に更新しなければならず、通算で 2 年間まで労働許可を得ることが出来る。これを超える労働許可については、内閣による決定が必要である。

政府による投資促進策により、一部の産業部門への投資家は、財務省(Ministry of Finance)に対して、免税措置を申し込むことが出来る。免税の対象となりうる事業分野は下記のとおり。

- 遠洋漁業
- 国内と国外とへ向けての製造業
- 農業
- ホテルおよびリゾート施設業

なお、海外からの投資が 100 万米ドル以上であるか、マーシャル諸島市民を雇用して彼らに年間総額 15 万米ドル超の賃金を払うかすることが、上記の免税措置を受けることの要件となる。

また、マーシャル諸島で栽培育成・製造・生産された物品については、米国との自由連合盟約により、米国へ無関税輸出することが出来るという利点がある。ただし、以下の物品については、米国への無関税輸出から除外されている。

- 腕時計、置き時計、計時器具
- ボタン
- 衣料品合意に係わる物品

- オイル漬けのツナ缶詰(ただし、米国における総消費量の 10%を超えない範囲であれば、水漬けのツナ缶詰は無関税で米国へ輸出することが出来る。)

マーシャル諸島で生産された物品の米国への輸出については、現在までのところ、米国による量的規制の対象とはなっていない。

⑩ 土地利用

1エーカー(約 4,047 平方メートル)あたりの土地賃借料は、住宅地では 2,000 米ドル程度で、商業地では 4,000 米ドル程度である。長期の賃貸契約が可能である。しかし、土地を担保とした金銭貸借契約における返済期間は、50 年を超えてはならない。なお、担保権設定の対象としてよいのは、土地所有権ではなく、あくまでも土地賃借権である。

政府は、利用可能な土地の登記を促進して、土地賃貸借がスムーズに行えるようにするために、マーシャル諸島土地開発登録局(Marshall Islands Development Land Registration Authority)を設立した。

⑪ 税制

事業主体は、売上高税を支払わなければならない。始めの年間売上高 10,000 米ドルまでについては 80 米ドルを、10,000 米ドルを超える年間売上高については超過分の 3%を、申告納付しなければならない。

賃金・給与に対する税は、始めの課税対象年間賃金・給与所得 10,400 米ドルまでについては 3%、それをを超える分については 12%の税率が適用される。年間賃金所得が 5,200 米ドル以下の場合、1,040 米ドル(週 20 米ドル相当)の所得控除が受けられる。

地方政府は、売上税を課する。しかし、外国投資家が中央政府外国投資事業許可(National Government Foreign Investment Business License)を得れば、この許可取得から 1 年間については、地方政府から事業許可を得る必要はない。

輸入税法(Import Duties Act)に、輸入に関する法規制が記されている。税率は、収入税法(Income Tax Act)で規定されている。税に関してさらに知りたい場合は、財務省(Ministry of Finance)の税務部(Revenue and Taxation Division)に問い合わせること。

四半期ごとに、支払い給与の 14%にあたる社会保険税を国に納付しなければならない。半分にあたる 7%分は使用者が負担し、あと半分の 7%分は被用者が負担する。また、四半期ごとに、支払い給与の 7%にあたる健康保険税も国に納付しなければならない。半分にあたる 3.5%分は使用者が負担し、あと半分の 3.5%分は被用者が負担する。

社会保険税および健康保険税についての詳細は、マーシャル諸島社会保障事務所(Marshall Islands Social Security Administration)に問い合わせられたい。

⑫ 投資機会

マーシャル諸島には、自然のままのビーチ、熱帯作物農業、豊かな海洋資源といった特徴のある自然関係の利点があり、新しい事業を継続的に展開していくべきチャンスが多くある。

こうした利点の組み合わせは、他の発展途上国にはない、可能性の大きい投資機会を提供している。

主な投資機会は下記のとおり。

(農業) 国内市場および近隣島嶼国向けに、ココナッツ、肉、野菜といった食用・非食用の農産物生産が可能である。Kwajalein に駐留する米軍向けに農産物を生産することも可能である。マーシャル諸島で生産可能なヴァージン・ココナッツ・オイルやノニに対する需要もある。

(製造業) 加工食品、建設資材、家庭用品、衣料品といった、国内市場向けの小規模製造業の機会が多数ある。また、マーシャル諸島には、米国市場その他有利な条件で輸出が可能な国向け製品を製造する、ツナ缶詰工場、醸造所、縫製工場といった大規模事業の機会もある。

(水産業) 太平洋諸島地域で最大級の排他的経済水域を有しているが、マーシャル諸島の漁業関係収入の大半が外国船入漁料によるものであり、これまでは漁船から入漁料を取るにとどまっていた。しかし、これを川下展開して、国内に魚処理工場を建設したり缶詰工場を建設したりすることにより、投資機会がある。すでに、上海遠洋漁業会社(Shanghai Deep Sea fisheries company)が、総建設額 850 万米ドルのマグロ加工処理工場建設を進めている。

また、魚処理、船荷の積み替え、船の修理といった、多様な漁業関係事業機会が存在する。

礁湖や莫大な海洋資源は、二枚貝、ナマコ、黒真珠、海藻の養殖に最適な環境を提供している。

(観光業) サンゴ礁、手つかずの島々、マーシャル諸島の歴史的な重要性は、スキューバダイビング、スポーツフィッシング、第二次世界大戦歴史ツアーといったものに興味のある観光客を引きつけている。

充実したインフラストラクチャーとマーシャル諸島リゾート(Marshall Islands Resort)ホテルとの存在により、現在より多くの観光客を受け入れることが出来る。

マーシャル諸島は観光地としての知名度がまだ余り高くないが、観光地としての魅力を上手くアピールできれば、さらなる観光開発の余地があり、今後は観光市場における特別な需要を満たすことが可能である。

(海底資源採掘) 高品質のコバルト・マンガン・その他の大規模な鉱床がマーシャル諸島の排他的経済水域内の海底に存在する。米国、日本、ドイツによる多様な地質調査の結果、これらの鉱床の存在が近年になった確認された。

これらの資源を取り出すのに必要な技術が開発され次第、この分野には多くの投資機会があると見込まれている。

⑬ ビジネス支援体制

- ・ **資源開発省貿易投資サービス部(Trade and Investment Services Division, Ministry of Resources and Development)**

貿易投資サービス部は、資源開発省の一部門である。その目的は、マーシャル諸島における外国投資および国内投資を促進することにある。

- ・ **マーシャル諸島商業会議所(Chamber of Commerce, Marshall Islands)**

マーシャル諸島商業会議所は、1985年に結成された。約 2,000 人のマーシャル諸島人を雇用する約 50 の国内事業者が会員となっている。

その目的は、マーシャル諸島の商業的・専門的・金融的・一般事業的利益を維持発展することにある。

- ・ **資源開発省特別プログラム(Special Programs, Ministry of Resources and Development)**

資源開発省は複数の部門にまたがる計画分野をいくつか持っているが、以下の分野は同省が支援しようとしているもの例である。

- 生産および販売の発展
- 投資および商業の発展
- エネルギーサービス事業

- ・ **小規模事業開発センター(Small Business Development Center)**

小規模事業開発センターは、中小の事業者に対して、事業計画・マーケティング・税金・簿記・その他小規模事業者に関係のある事項についての、講習と技術支援を提供している。

また、同センターは、小口信用貸付の手助けをしており、資金借入れに必要な要件について小規模事業者に助言を提供している。

⑭ カントリーリスク

特に重大なカントリーリスクは見あたらない。

⑮ 金融サービス

- ・ **グアム銀行マーシャル諸島支店(Bank of Guam, Marshall Islands)**

グアム銀行は、グアムに本店をおく政府所有銀行である。同行は、マーシャル諸島のほか、ミクロネシア連邦とパラオにも支店を置いている。マーシャル諸島における同行の支店は、クワジェリン(Kwajalein)、マジュロ、イバイ(Ebeye)にある。

- ・ **マーシャル諸島銀行(Bank of the Marshall Islands)**

1982年創業の同行は、事業者向けの銀行サービスを提供している。マジロ環礁に4つの支店を持っているが、さらに5つの支店を開設する予定である。また、2隻の船に移動銀行サービスを提供しており、同行の提供する銀行サービスはマーシャル諸島のほぼ全域をカバーしている。

同行は、ジャルート(Jaluit)のジャボール(Jabor)村に初めての村銀行を2006年10月開設し、続いて2007年1月にはアルノ(Arno)に支店を開設した。

村銀行の主な目的は、小口信用貸付にある。

- ・ **マーシャル諸島開発銀行(Development Bank of the Marshall Islands)**

マーシャル諸島開発銀行は、マーシャル諸島政府が完全に所有・運営している。

⑩ 情報入手先

Trade & Investment Services Division, Ministry of Resources & Development, Government of the Republic of the Marshall Islands (マーシャル諸島共和国政府資源開発省貿易投資サービス部)

P O Box 1727

Majuro, MH 96960, Marshall Islands

Tel: (+692) 625 4020 / 3206 Ext 242; Fax: (+692) 625 7471

Email: trade@ntamar.net

Marshall Islands Chamber of Commerce (マーシャル諸島商業会議所)

PO Box 1226, Majuro, MH 96960, Marshall Islands

Tel: (+692) 625 3177; Fax: (+692) 625 3330

Email: commerce@ntamar.net

Website: www.marshallislandschamber.net

マーシャル諸島政府(国連代表部)

Website: www.rmiembassyus.org

BANK OF GUAM (グアム銀行)

Branch Manager - Antonia Redi

Majuro MH 96960, MARSHALL ISLANDS

Phone: (+692) 625 3322/3331; Fax: (+692) 625 5331

Email: bogmaj@ntamar.net

BANK OF THE MARSHALL ISLANDS (マーシャル諸島銀行)

Bank President – Mr. Patrick Chen

P.O. Box J, Majuro MH 96960, MARSHALL ISLANDS

Phone: (+692) 625 3636/3637/3662; Fax: (+692) 625 3661

Email: pchen@ntamar.net / bankmar@ntamar.net

CUSTOMS DIVISION, MINISTRY OF FINANCE (財務省関税部)

Chief Daniel Timothy

PO. Box 29, Majuro MH 96960, MARSHALL ISLANDS

Phone: (+692) 625 8606; Fax: (+692) 625 5196

Email: mhcustoms@ntamar.net

DEVELOPMENT BANK OF THE MARSHALL ISLANDS (マーシャル諸島開発銀行)

General Manager

P.O. Box 1048, Majuro MH 96960, MARSHALL ISLANDS

Phone: (+692) 625 3230/5270; Fax: (+692) 625 3309

MAJURO CHAMBER OF COMMERCE (マジュロ商業会議所)

P.O. Box 1258, Majuro MH 96960, MARSHALL ISLANDS

Phone: (692) 625 3394; Fax: (692) 625 7203

Email: commerce@ntamar.net

Website: www.majurochamber.net

MARSHALL ISLANDS VISITORS AUTHORITY (MIVA) (マーシャル諸島観光局)

P.O. Box 5, Majuro MH 96960, MARSHALL ISLANDS

Phone: (692) 625 6482; Fax: (692) 625 6771

Email: tourism@ntamar.net

Website: www.visitmarshallislands.com

MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS (外務省)

Chief of Labor & Industrial Relations

P.O. Box 1349, Majuro MH 96960, MARSHALL ISLANDS

Phone: (692) 625 3181/3012; Fax: (692) 625 4979

Email: anjanette.kattil@ntamar.net

MINISTRY OF RESOURCES AND DEVELOPMENT (資源開発省)

P.O. Box 1727, Majuro MH 96960, MARSHALL ISLANDS

Phone: (692) 625 4020/3206; Fax: (692) 625 7471

Email: rmitisd@ntamar.net

Website: www.rmirnd.net